

基発第 0202002 号  
平成 19 年 2 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

平成 18 年度中央労働保険適用徴収業務監察結果について

標記について、別添のとおり取りまとめたので職員に周知を図るとともに、平成 19 年度の行政運営方針等の施策に反映するよう配慮されたい。

平成 1 8 年度

# 中央労働保険適用徴収業務監察結果報告書

厚生労働省労働基準局

厚生労働省職業安定局

## 目 次

平成18年度中央労働保険適用徴収業務監察結果の概要	1
第1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況等	
1 管内行政課題の把握及び取組状況	3
(1) 平成17年度における重点行政課題と取組結果	3
(2) 平成18年度における重点行政課題と取組状況	4
2 平成18年度の業務実施要領等の策定状況	4
(1) 業務実施要領等の策定に当たっての連携	4
(2) 業務実施要領等の策定状況	4
3 中央監察結果報告書の活用状況	5
第2 労働保険適用促進の実施状況	
1 労働保険適用促進の実施状況	6
(1) 平成17年度未手続事業の適用促進状況	6
(2) 片保険事業の解消等に対する取組状況	7
2 平成18年度適用促進計画の策定状況	7
(1) 中長期計画	7
(2) 平成18年度における計画の内容	8
第3 労働保険の年度更新の実施状況	
1 年度更新の実施状況	9
2 早期収集のための取組状況	9
3 広報活動の取組状況	9
4 労働保険に係る電子申請・電子納付の状況	10
5 徴収(部・課・室)と総務・基準・安定各部の連携状況	10
第4 労働保険料の算定基礎調査の実施状況	
1 平成17年度労働保険料算定基礎調査の実施状況	11
2 平成18年度労働保険料算定基礎調査実施計画の策定状況	12
第5 労働保険料滞納整理の実施状況	
1 平成17年度労働保険料滞納整理の実施状況	13
(1) 滞納整理の実施状況	13
(2) 滞納整理に関する管理者等の進行管理状況	13
(3) 滞納処分	13
(4) 不納欠損の処理状況	14
2 平成18年度労働保険料滞納整理実施計画の策定状況	14

第6	徴収事務に係る事務処理状況	
1	徴収事務に係る事務処理状況	15
	(1) 収入官吏等の発令状況	15
	(2) 主任収入官吏事務取扱補助者等の任命状況	15
	(3) 徴収事務に係る署への指導状況	16
	(4) 現金領収証書及び現金出納簿等のチェック体制等	16
	(5) 現金領収証書等の受払及び保管方法	17
	(6) 平成18年度スタンプ領収の取扱状況	18
	(7) 払込未済保険料等の保管場所及び払込状況	18
2	雇用保険印紙に係る事務処理状況	19
	(1) 事業場の実在確認方法等の状況	19
	(2) 印紙購入通帳を交付する際の措置状況	19
	(3) 印紙保険料納付状況の確認	19
第7	社会保険との徴収事務一元化の実施状況	
1	算定基礎調査の実施状況	20
2	滞納整理の実施状況	20
第8	労働保険事務組合に対する監督・指導状況	
1	事務組合に対する監督・指導の実施状況	21
2	事務組合に対する改善・指導事項	22
3	平成18年度事務組合に対する監督・指導方針	22
第9	会計事故防止対策の策定及び実施状況	
1	平成17年度の会計事故防止対策の策定、実施状況	23
2	平成17年度の返還金の事務処理体制	23
第10	地方職員研修計画の策定及び実施状況	
1	平成17年度適用徴収関係地方職員研修の実施状況	24
2	平成18年度適用徴収関係地方職員研修計画の策定状況	24
	平成18年度中央労働保険適用徴収業務監察実施労働局及び労働基準監督署	26

## 平成18年度中央労働保険適用徴収業務監察結果の概要

平成17年度の我が国経済は、年央には輸出や生産にみられた弱い動きを脱し、緩やかな回復が続いた。こうした中、雇用失業情勢は完全失業率が低下傾向で推移し、有効求人倍率は17年12月に13年3か月ぶりに1倍台に到達するなど、厳しさが残るものの、改善が進む動きがみられた。

このような経済情勢のもと、平成17年度の労働保険料収納済歳入額は、約3兆9,824億円と前年度に比べ約3,770億円上回る結果となった。

しかしながら、収納未済歳入額は約790億円と依然高額で推移しているところであり、労働保険料の適正な徴収のための積極的かつ効率的な取組が重要となっている。

労働保険は、労災保険給付や失業等給付を通じて労働者の福祉の増進に大いに寄与しているとともに、労働行政の各種施策の推進を財政面から支える制度として重要な役割を担っている。

このため、労働保険適用徴収業務（以下「適用徴収業務」という。）は、都道府県労働局（以下「局」という。）の適用徴収業務主管部門の指揮のもと、管下の労働基準監督署（以下「署」という。）及び公共職業安定所（以下「所」という。）が連携し、一体となって運営することが求められている。

平成18年度の中央労働保険適用徴収業務監察（以下「中央監察」という。）は、25局45署を対象にして、管内の実情等を的確に把握し、重点課題を定め、業務運営が効率的・効果的に行われているかについて実施した。

実施した監察項目は、以下のとおりである。

- 1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況等
- 2 労働保険適用促進の実施状況
- 3 労働保険の年度更新の実施状況
- 4 労働保険料の算定基礎調査の実施状況
- 5 労働保険料滞納整理の実施状況
- 6 徴収事務に係る事務処理状況
- 7 社会保険との徴収事務一元化の実施状況
- 8 労働保険事務組合に対する監督・指導状況
- 9 会計事故防止対策の策定及び実施状況
- 10 地方職員研修計画の策定及び実施状況

平成17年度中央監察で労働保険適用促進の実施状況に係る指摘がみられたこと及び平成17年度に未手続事業一掃対策が新たに講じられたこと並びに徴収業務に係る

事務処理の指摘が依然として発生していることから、今年度においては、「労働保険の適用促進の実施状況」、「会計事故防止対策の策定及び実施状況」及び「徴収業務に係る事務処理状況」を重点に実施した。

中央監察結果は後述のとおりであり、全般的には各局とも、局内各部との連携と円滑な業務処理体制の見直し、確立を始め、行政課題に積極的に取り組み、効率的・効果的な業務処理に努めている状況がみられた。

しかしながら、徴収事務において、収入官吏等の発令に係る事務処理並びに現金領収証書等の受払及び記入方法、受領した労働保険料の払込遅延等の基本的事務処理に適正を欠くといわざるを得ない状況が多くみられたことから、原則に立ち返り、管理者等の点検の励行、相互牽制体制の再検討及び職員の事務処理能力の向上を図ることにより、一層の的確・適正な業務運営に努める必要がある。

## 第 1 管内行政課題の把握及び業務実施要領の策定状況等

### 1 管内行政課題の把握及び取組状況

管内の適用徴収業務の問題点等を的確に把握し、重点行政課題を定め、それらの取組方針が明確にされているかを中心に監察した。

#### (1) 平成17年度における重点行政課題と取組結果

平成17年度の重点行政課題については、各局とも、①労働保険の適用促進、②労働保険料の適正徴収、③労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）の育成・指導を中心とした重点行政課題を策定し、その取組方針を明確にしている状況がみられた。

重点行政課題の主なものの取組状況は、次のとおりである。

ア 労働保険の適用促進については、各局とも、適用促進月間中に労働保険制度の広報に努めたほか、管内の実情を勘案して、次のような適用促進に取り組んでいる状況がみられた。

- ① 年度更新説明会及び算定基礎調査等の機会をとらえ、片保険未手続事業（以下「片保険事業」という。）の解消に努めているもの
- ② 未手続事業を把握するため、署・所と連携し、未手続事業リスト（以下「本省リスト」という。）及び事務組合からの情報を活用しているもの
- ③ 手続指導を行ったにもかかわらず成立手続を行わない事業場に対し、職権成立及び認定決定を行っているもの

イ 労働保険料の適正徴収については、各局とも、計画的に算定基礎調査を実施するほか、次のような創意・工夫をして積極的に取り組んでいる状況がみられた。

- ① 滞納事業場を呼出しているもの
- ② 財産調査予告通知を発送しているもの
- ③ 高額滞納事業場対策班を設置して取り組んでいるもの
- ④ 滞納整理関係のマニュアルを作成・改訂しているもの
- ⑤ 高額滞納保険料のある事務組合の監督・指導を強化しているもの

ウ 事務組合の育成・指導については、各局とも、事務組合を定期的に監督・指導するほか、次のような事務組合の育成・指導に取り組んでいる状況がみられた。

- ① 事務担当者の研修を実施しているもの
- ② 社団法人全国労働保険事務組合連合会都道府県支部（以下「全国労保連支

- 部」という。)が開催する研修会に職員を講師として派遣しているもの
- ③ 事務組合の設立指導を行っているもの

## (2) 平成18年度における重点行政課題と取組状況

平成18年度における重点行政課題については、各局とも、平成17年度と同様に、①労働保険の適用促進、②労働保険料の適正徴収、③事務組合の育成・指導を中心に、管内の実情を勘案して課題を設定している状況がみられた。また、ほとんどの局が「未手続事業一掃対策の推進」を最重点行政課題として掲げ、積極的に本対策に取り組む状況がみられた。

## 2 平成18年度の業務実施要領等の策定状況

平成18年度の業務実施要領等の策定については、業務計画の策定過程、中央監察及び地方労働保険適用徴収業務監察（以下「地方監察」という。）結果の反映状況を中心に監察した。

### (1) 業務実施要領等の策定に当たっての連携

業務実施要領等の策定に当たっては、各局とも、関係各部課・室との調整を行っているとともに、ほとんど局において、署・所の意見を取り入れるなどの工夫を行っており、局と署・所が一体となった適用徴収業務を推進する体制の確立に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、関係部課室及び署・所と十分な検討を行わないまま業務実施要領等が策定されている状況がみられた。

したがって、業務実施要領等の策定に当たっては、管内状況等を踏まえ、関係部課室及び署・所と十分検討の上策定する必要がある。

### (2) 業務実施要領等の策定状況

平成18年度の業務実施要領等の策定に当たっては、ほとんどの局において、未手続事業一掃対策を重点として推進するため、本省通達等に基づき、管内の実情に即した具体的な実施内容及び時期などについて業務計画を策定している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、重点事項の実施結果に係る反映が十分でなく、かつ、基本的事務処理の記述に誤りのあるものがみられた。

したがって、局管理者を交えた検討体制を整備し、管内情勢等を勘案の上、適切な業務実施要領を策定する必要がある。



### 3 中央監察結果報告書の活用状況

中央監察結果報告書については、ほとんどの局において、署長会議や労災主務課長会議等で説明を行っているほか、一部の局においては、新任署長等研修（主任収入官吏研修を含む。）、適用徴収研修などに活用している状況がみられた。

また、中央監察の指摘事項を地方監察における監察項目としたり、地方監察時に署を指導する際の参考として活用している状況がみられた。

## 第2 労働保険適用促進の実施状況

### 1 労働保険適用促進の実施状況

適用促進については、未手続事業に係る適用促進及び片保険事業の解消等に対する取組状況を中心に監察した。

#### (1) 平成17年度未手続事業の適用促進状況

適用促進については、重点として取り組んだ内容、未手続事業の把握状況、未手続事業に対する手続指導の方法及び適用促進に係る全国労保連支部との連携状況などについて監察した。

##### ア 重点として取り組んだ内容

未手続事業の適用促進については、各局とも、関係機関との連携や本省リスト等を活用した未手続事業の把握及び適用促進月間等における周知・広報に重点を置いて取り組んでいる状況がみられた。

##### イ 未手続事業の把握状況

未手続事業の把握については、各局とも、本省リストの活用、署・所における申告・相談・求人受理等の窓口業務を通じて未手続事業の把握に努めている状況がみられた。

##### ウ 未手続事業に対する手続指導の方法

手続指導の方法については、ほとんどの局において、文書により出頭要請を行っているほか、一部の局においては、当初から訪問による手続指導を行っている状況がみられた。

なお、一部の局においては、職権成立及び認定決定の実施に当たり、事業主等に対して調査通知の送付等、事前の手続きを怠ったものがみられたことから、通達等に基づき適正な事務処理を行うよう職員に周知する必要がある。

##### エ 適用促進に係る全国労保連支部との連携状況

適用促進に係る全国労保連支部との連携状況については、各局とも、通達に基づき年3回協議会を開催している状況がみられた。

また、未手続事業名簿については、各局とも、年1回から年数回にわたり、全国労保連支部へ提供している状況がみられた。

さらに、全国労保連支部からの加入勧奨状況報告書(写)により、加入勧奨の実施結果について報告を受けている状況がみられた。

##### オ 労働保険適用指導員の配置状況等

労働保険適用指導員については、各局とも、労働保険適用指導員執務準則に

基づき、労働局に配置して業務を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 労働保険適用指導員庁外活動報告書を作成していないもの
- ② 庁外活動を行ったにもかかわらず、労働保険適用指導員庁外活動報告書を局長に報告していないもの

したがって、労働保険適用指導員が庁外活動を行ったときは、必ず労働保険適用指導員庁外活動報告書を作成の上、局長に報告する必要がある。

## (2) 片保険事業の解消等に対する取組状況

### ア 片保険事業の解消方法

片保険事業の解消方法については、ほとんどの局において、年度更新時に手続指導を行っているほか、一部の局においては、個別訪問による手続指導や算定基礎調査時に手続指導を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、片保険事業を的確に把握していないなど不適切な状況がみられた。

したがって、片保険事業の解消に当たっては、労働保険適用事業リスト等を活用して的確に把握し、手続指導を行うとともに、その事跡を必ず残し、片保険事業を解消する必要がある。

### イ 片保険事業の発生防止方法

片保険事業の発生防止については、各局とも、新規成立時に適切な指導を行っている状況がみられた。

## 2 平成18年度適用促進計画の策定状況

### (1) 中長期計画

労働保険の適用促進については、ほとんどの局において、中長期的展望に立って、3年から5年の中長期計画を策定し、その計画に沿って未手続事業の把握、解消及び周知・広報活動等を年度ごとに定めて取り組んでいる状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、通達に基づく中長期計画を策定していないなど不適切な状況がみられた。

したがって、労働保険の適用促進については、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から重点的に取り組む必要があり、通達に基づき中長期計画を策定し、効率的・効果的に取り組む必要がある。

## (2) 平成18年度における計画の内容

平成18年度における計画については、各局とも、全国労保連支部と連携し、未手続事業の把握・解消を図ることとし、適用促進月間中の活動を含めた周知・広報、重点対象業種を定めた取組及び職権による成立も含め、管内の実情に合わせた計画を策定し、業務を推進している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、通達に基づく新規成立事業場数、成立手続指導の目標件数等を定めていない不適切な状況がみられた。

したがって、労働保険の適用促進については、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から重点的に取り組む必要があり、通達に基づき、具体的な年間目標件数を定め、効率的・効果的に取り組む必要がある。

### 第3 労働保険の年度更新の実施状況

平成18年度の労働保険の年度更新の実施状況については、年度更新業務の実施に当たって重視した事項、申告書の早期収集の取組状況、広報活動の取組状況、労働保険に係る電子申請・電子納付の取組状況及び徴収(部・課・室)と総務・基準・安定各部の連携状況を中心に監察した。

#### 1 年度更新の実施状況

年度更新については、各局とも、局及び署・所との連携体制のもと、年度更新業務実施要領等の策定、説明会の開催、集合受付の実施、適正申告周知用リーフレットの送付等により、労働保険料の適正申告・納付の推進に取り組んでいる状況がみられた。

また、一部の局においても、次のような取組もみられた。

- ① 年度更新説明会用に申告書作成要領をパソコンにより図解して、分かり易く説明を行ったもの
- ② 申告書の保険料を自動計算できるシステムを労働局のホームページに掲載したもの

#### 2 早期収集のための取組状況

申告書早期収集の取組については、各局とも、広報活動に努めたほか、集合受付、相談コーナーの設置や文書・電話督促、臨戸収集を実施している状況がみられた。

また、前年度の遅延事業場及び新規成立事業場に対しては、法定期日までの申告納付を促すため、ほとんどの局において、葉書・電話による督促を実施している状況がみられた。

特に、前年度遅延した事業場については、多くの局で、訪問等により事務指導するなど、積極的に取り組んでいる状況がみられた。

#### 3 広報活動の取組状況

年度更新の広報活動の取組については、各局とも、地方公共団体、経済団体等へのポスター掲示依頼や広報誌への掲載依頼等を行ったほか、テレビ・ラジオ放送による周知、局のホームページを活用した広報活動、公共交通機関における車内広告・ポスター掲載等による広報など、複数の手法を組み合わせ実施している状況がみられた。

#### 4 労働保険に係る電子申請・電子納付の状況

労働保険に係る電子申請・電子納付については、各局とも、年度更新説明会、年度更新申告書送付時にパンフレットを同封するなどにより、周知・広報を行っている状況がみられた。

なお、電子申請については、各局とも利用実績があり、また、電子納付についても、ほとんどの局において利用実績はあるものの、いずれも利用件数が少ないことから、引き続きあらゆる機会をとらえて周知・広報活動を行う必要がある。

#### 5 徴収（部・課・室）と総務・基準・安定各部の連携状況

年度更新業務における各部との連携については、ほとんどの局において、集合受付や説明会に各部一体となって協力、連携している状況がみられた。また、署・所において申告書を受け取り、労働局に回送するなど、各局の実情に応じた連携が図られている状況がみられた。

年度更新期間は、短期間に大量の業務を処理することから、局内各部はもとより、署・所ともさらに連携を深め、一体となった説明会、集合受付等を実施し、円滑な年度更新業務を行う必要がある。

## 第4 労働保険料の算定基礎調査の実施状況

労働保険料の算定基礎調査については、平成17年度の実施状況及び平成18年度の実施計画の策定状況を中心に監察した。

### 1 平成17年度労働保険料算定基礎調査の実施状況

平成17年度の算定基礎調査については、各局とも、過去の算定基礎調査結果や主体的能力を勘案して実施計画を策定の上、選定基準及び計画件数に沿って算定基礎調査対象事業場を定めて実施している状況がみられた。

また、平成17年度の算定基礎調査の実施状況については、ほとんどの局において、計画件数以上実施している状況となっていた。

なお、算定基礎調査対象事業場選定の主な基準は、次のとおりであった。

- ① 労災保険率（業種）に疑義があるもの
- ② 有期事業又は一括有期事業で労働保険徴収法第11条第2項により一般保険料の額を算定しているもの
- ③ 高額の還付（充当）があるもの
- ④ 常時使用労働者と雇用保険被保険者の数に著しい差があるもの
- ⑤ 死亡災害等重大災害が発生したもの
- ⑥ 資格得喪事務に疑義があるもの
- ⑦ 労災保険率の収支が不安定のもの
- ⑧ 片保険事業であるもの
- ⑨ 免除対象高年齢労働者が多いもの
- ⑩ 数年間算定基礎調査を実施していないもの

算定基礎調査の実施に当たって、所掌「1」の事業場については、ほとんどの局が実地調査を原則としていた。

また、所掌「3」の個別事業については、半数以上の局が実地調査を行っており、所掌「3」の委託事業場については、ほぼ半数の局が事務組合事務所での集合（呼出）調査を実施している状況がみられた。

さらに、一部の局においては、次のように工夫し、算定基礎調査を実施している状況がみられた。

- ① 公共工事発注元調査により、未申告又は過少申告と思われる事業場を対象としたもの
- ② 法人役員、同居の親族の労働者性に疑義があると思われるものを対象としたもの

算定基礎調査については、労働保険料の適正徴収を確保し、労働保険料の費用負担の公平を期する観点からも重要であるばかりでなく、会計検査院から労働保険料の徴収過不足についての指摘も受けていることから、その対象事業場選定及び手法等を創意・工夫し、今後もより一層効率的・効果的に実施する必要がある。

## 2 平成18年度労働保険料算定基礎調査実施計画の策定状況

平成18年度の算定基礎調査実施計画の策定に当たっては、ほとんどの局において、未手続事業一掃対策を重点的に推進することを受け、前年度計画件数より少ない計画としている状況がみられた。



## 第5 労働保険料滞納整理の実施状況

労働保険料の滞納整理については、平成17年度の実施状況及び平成18年度の実施計画を中心に監察した。

### 1 平成17年度労働保険料滞納整理の実施状況

#### (1) 滞納整理の実施状況

滞納整理については、各局とも、業務実施要領及び労働保険料滞納整理実施計画（以下「滞納整理実施計画」という。）に基づき、徴収課（室）及び署を中心に計画的に実施しており、特に、滞納整理強化月間を設定し、恒常的な滞納事業場及び高額滞納事業場を重点に臨戸督励・徴収を行い、滞納整理に取り組んでいる状況がみられた。

また、一部の局においては、次のような取組が行われている状況がみられた。

- ① データ管理をパソコンで行うことにより、効率化を図っているもの
- ② 「滞納整理検討委員会」等を設置し、効果的な滞納整理の処理方法を検討しているもの
- ③ 県との連携により、公共工事入札条件に「保険料納付証明書」の添付を義務づけ、保険料滞納の発生防止に努めているもの

しかしながら、一部の局においては、滞納事業場を十分把握しておらず、処理方針を明確に定めていない不適切な状況がみられた。

したがって、滞納整理に当たっては、滞納事業場を把握し、局管理者を交えた検討を行い、処理方針を明確に定めて効率的・効果的に実施する必要がある。

#### (2) 滞納整理に関する管理者等の進行管理状況

滞納整理に関する管理者等の進行管理については、各局とも、納入督励復命書及び滞納整理事蹟票等の決裁時において滞納整理状況を把握するとともに、必要に応じて指示等を行っている状況がみられた。

また、一部の局・署においては、局・署管理者が高額滞納事業場や問題のある滞納事業場を直接担当し、納入督励を行うことにより、職員と一体となった積極的な滞納整理の徴収活動が行われている状況がみられた。

#### (3) 滞納処分

滞納事業場について、強制執行等の強制換価手続きが開始された場合について

は、各局とも、差押え執行機関への交付要求を実施している状況がみられた。

また、一部の局においては、次のような理由により差押えに至らなかった状況がみられた。

- ① 差押えした場合、従業員の労働条件に悪影響を与えるもの
- ② 財産調査の結果、差押えるべき財産が無いもの

しかしながら、一部の局においては、滞納整理の実施に当たり、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 納入督促の事跡が確認できないもの
- ② 滞納処分に係る差押え及び参加差押えについて、特段の理由もなく実施されていないもの

したがって、差押えは、滞納事業場の解消及び新規滞納事業場の発生抑止を図る観点からも有効な手法であることから、適正な業務処理を実施するために差押えに関する法律的知識及び財産調査等の研修等を行い、積極的に臨戸訪問等による債務承認等の時効中断措置を講じる、あるいは財産調査などを行い、必要に応じて、時機を逸することなく差押えを行うなど適正に滞納処分を行う必要がある。

#### (4) 不納欠損の処理状況

不納欠損処理については、ほとんどの局において、適正に行われている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、不納欠損処理の実施に当たり、債務承認等の時効中断措置が十分に行われなかったことから時効となったものなど不適切な状況がみられた。

したがって、牽制体制の整備、管理者の適切な進行管理のもとで時機を逸することなく、効率的・効果的な滞納整理に取り組むとともに、通達等に則した適切な事務処理を行う必要がある。

## 2 平成18年度労働保険料滞納整理実施計画の策定状況

滞納整理実施計画については、ほとんどの局において、滞納整理強化月間を設け、高額滞納事業場及び恒常的滞納事業場を重点対象とし、局・署一体となって効率的・効果的に滞納整理を実施する計画を策定している状況がみられた。

また、一部の局においては、滞納整理強化期間を年に3回から5回設定し、局と署が一斉に実施することを計画しているものやプロジェクトチームを結成して滞納整理を実施するなど積極的に取り組んでいる状況がみられた。

## 第6 徴収事務に係る事務処理状況

### 1 徴収事務に係る事務処理状況

徴収事務については、収入官吏等の発令状況、主任収入官吏事務取扱補助者等の任命状況、徴収事務に係る署への指導状況、現金領収証書及び現金出納簿等のチェック体制、現金領収証書等の受払及び保管方法、スタンプ領収の取扱状況（平成18年度）、払込未済保険料等の保管場所及び払込状況を中心に監察した。

#### (1) 収入官吏等の発令状況

収入官吏等の発令については、各局とも、「徴収関係事務取扱手引1」（以下「手引」という。）に基づき発令している状況がみられたものの、ほぼ半数の局において、事務処理に次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 収入官吏代理の命免簿が整備されていないもの
  - ② 分任収入官吏代理の発令について、分任収入官吏一人に対し複数の代理を発令している、又は代理が特定されていないもの
  - ③ 分任収入官吏で現金領収等の実績がない者がいるなど必要以上の人数を発令しているもの
  - ④ 主任収入官吏代理が発令されていない、又は適正に発令されていないもの
- したがって、収入官吏等の発令に当たっては、会計事故防止の観点から、手引に基づいた事務処理を確実に行うとともに、特に、分任収入官吏については、その必要員数を十分検討の上、適正に発令する必要がある。

#### (2) 主任収入官吏事務取扱補助者等の任命状況

主任収入官吏事務取扱補助者等の任命については、ほとんどの局・署において、手引に基づき適正に任命されている状況がみられたものの、一部の局・署においては、事務処理体制等に次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 主任収入官吏及び主任歳入歳出外現金出納官吏事務取扱補助者が適切に複数名任命されていないもの
- ② 主任収入官吏の事務を主任収入官吏事務取扱補助者に任命されていない者が行っているもの
- ③ 主任歳入歳出外現金出納官吏事務取扱補助者が任命されていないもの

したがって、事務取扱補助者における責任体制及び円滑な業務処理のため、局・署は、通達等に基づき、事務取扱補助者を適切に複数名任命するとともに、主任収入官吏の事務については、主任収入官吏又は事務取扱補助者に任命された者

が行うよう徹底する必要がある。

### (3) 徴収事務に係る署への指導状況

徴収事務に係る署への指導については、各局とも、地方監察及び定時検査の機会等をとらえ実施している状況がみられた。

また、一部の局においては、署長に対する指導として、主任収入官吏研修や綱紀保持研修あるいは新任署幹部職員研修を実施して、収入官吏事務のチェックポイント、監察指摘事項について説明を行うなどの取組を行っている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 徴収事務に係る本省通達等の署への通知が遅れたことにより、署における適正な事務処理が遅延したもの
- ② 収入官吏の事務処理について、局独自の方法で行い、手引に基づいていないもの
- ③ 地方監察で適正に処理されているとしながらも、中央監察時に基本的事項に係る事務処理に誤りがみられたもの

したがって、会計事故防止及び斉一的な事務処理を行う観点から、徴収事務に係る本省通達等については、局職員のみならず速やかに署へ周知徹底すること。

また、不正事故防止等の観点から、監察項目や監察方法等を見直して効果的な監察を実施するとともに、事務指導においても指導方法等を見直し、効果的な指導を実施する必要がある。

さらに、不適正な事務処理については、改善等の措置状況を署から期限を定めて文書報告させるなどの確な改善指導を行う必要がある。

### (4) 現金領収証書及び現金出納簿等のチェック体制等

現金領収証書及び現金出納簿等のチェック体制については、各局とも、「収納事務等のチェックポイント」（平成15年8月28日付け基徴発第0828001号）及び手引等に基づき、各級役職者ごとにチェック項目を定め、「記載項目に漏れはないか、記載内容に誤りはないか等」現金領収証書、現金払込書及び現金出納簿との整合性等についてチェックしている状況がみられた。

しかしながら、一部の局・署においては、収入官吏の事務処理について、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 現金領収証書、歳入歳出外現金領収証書の表紙に交付又は引継年月日、所属、官職氏名が記入されていないもの

- ② 現金領収証書に官印又は私印を押印後に書損としているもの
- ③ 現金領収証書に書損の表示が無いもの、又は書損とすべきところ廃棄と表示したもの
- ④ 現金領収証書の検印について、押印漏れがあるもの、領収日に行っていないもの、又は一定期間まとめて押印しているもの
- ⑤ 現金領収したにもかかわらず現金出納簿に記載することなく検印したもの
- ⑥ 現金領収証書の訂正の取扱について、書損とすべきところ訂正としたもの
- ⑦ 現金出納簿について、記載漏れ、又は収入官吏の代理表示に係る記載誤りのあるもの
- ⑧ 主任収入官吏在庁時に原則主任の領収となっていないもの
- ⑨ 現金出納簿に主任収入官吏又は収納担当課長の決裁がないもの、あるいは主任在庁時に代理が決裁しているもの
- ⑩ 納付受託証書を回収せずに証券を返還しているもの
- ⑪ 特段の理由が無いにもかかわらず定時又は交替検査に主任収入官吏が立ち会っていないもの、あるいは検査員が立会人の署名を行っているもの
- ⑫ 収納事務等のチェックポイントを活用した現金領収証書等のチェック体制が確立されていないもの

したがって、会計事故防止等の観点から、監察項目や監察方法等の見直しにより効果的な監察を実施するとともに、事務指導においても指導方法等を見直し、効果的な指導を実施し、手引等に基づく適正な事務処理を行う必要がある。

また、内容によっては会計事故を惹起する事項であることから、牽制体制を十分に機能させる必要がある。

#### (5) 現金領収証書等の受払及び保管方法

現金領収証書等の受払及び保管方法については、ほとんどの局・署において、物品請求書等を使用して物品管理官から現金領収証書等の供用を受けており、供用された後には、施錠可能な堅固な容器に保管するなど適正に管理されている状況がみられた。

しかしながら、一部の局・署においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 現金領収証書等の受払において、分任収入官吏から分任物品管理官等への請求手続が口頭のみで行われているもの
- ② 現金領収証書等の保管を主任収入官吏又は分任収入官吏のうちあらかじめ指定した者が行っていないもの

したがって、現金領収証書等の受払については、会計事故防止の観点から物品請求書等を提出させることにより、請求行為の記録を残すとともに、供用後の現金領収証書等の管理は、管理責任者が確実に行う必要がある。

#### (6) 平成18年度スタンプ領収の取扱状況

スタンプ領収については、ほぼ半数の局・署において実施され、また、実施期間については、ほとんどの局において、収納事務が集中する年度更新時に限定している状況がみられた。

スタンプ領収を実施していた局の中には、通達に示された領収件数が見込めないにもかかわらず実施しており、適正を欠いている状況がみられた。

したがって、スタンプ領収については、会計事故防止の観点から、十分な管理・牽制体制のもとで、その運用期間・対象部署を十分検討の上実施する必要がある。

#### (7) 払込未済保険料等の保管場所及び払込状況

払込未済保険料等の保管については、各局・各署とも、施錠可能な堅固な容器に保管するなど適正に管理されている状況がみられた。

また、ほとんどの局・署においては、払込未済保険料等の保管を複数名で確認が行えるよう工夫し、払込遅延を防止する対策を講じている状況がみられた。

しかしながら、一部の局・署においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 担当者の失念による払込遅延が発生したもの
- ② 払込遅延が発生したにもかかわらず局へ報告されず再発防止が指示されていないもの
- ③ 特段の理由が無いにもかかわらず領収当日に払込が行われていないもの
- ④ 領収当日帰庁できない場合の措置について定めていないもの
- ⑤ 領収日に在庁していた主任収入官吏又は主任収入官吏代理名義の払込書が作成されていないもの
- ⑥ 払込金の保管表示が不適切であったもの

したがって、払込未済保険料等については、会計事故防止の観点から、払込は原則領収当日に行い、翌日となる場合は確実に引継ぎを行い、担当者任せにすることなく、主任収入官吏等が声を掛け合うなど、複数人により管理する牽制体制を確立し、適切な保管及び払込遅延の防止を徹底する必要がある。

## 2 雇用保険印紙に係る事務処理状況

雇用保険印紙に係る事務処理状況については、事業場の実在確認方法等の状況、印紙購入通帳を交付する際に講じた措置状況及び印紙保険料納付状況の確認を中心に監察した。

### (1) 事業場の実在確認方法等の状況

印紙購入通帳の新規交付の申請があった場合、各局とも、法人は商業登記簿謄本、個人は住民票等の関係資料により事業の実態確認を行うとともに、事業場の存在が十分に確認されている場合を除き、必ず実地調査により当該事業場の実在確認を行うよう指導している状況がみられた。

また、印紙購入通帳の更新に当たっては、工事請負契約書等による事業予定状況の確認のほか、労働保険関係成立届等関係書類による事業場の確認及び必要に応じて事業場又は就労現場の実地調査を行うよう指導している状況がみられた。

### (2) 印紙購入通帳を交付する際の措置状況

印紙購入については、ほぼ半数の局において、通帳の新規交付が行われていた。新規交付のあったほとんどの局においては、大量不適正購入等を防止するため、雇用する労働者の見込みに応じて、必要と認められる印紙購入申込書について1片を限度として、それ以外の申込書は切り離して交付するよう指導している状況がみられた。

また、印紙購入通帳の交付に際し事業主に対して、雇用保険印紙受払簿の備え付け、印紙保険料納付状況報告書の提出、印紙の管理・保管等を徹底するよう指導している状況がみられた。

### (3) 印紙保険料納付状況の確認

印紙保険料納付状況の確認に当たっては、各局とも、印紙保険料納付状況報告書、雇用保険印紙販売・購入状況リスト及び雇用保険印紙販売状況報告書との照合を行うよう指導している状況がみられた。

また、照合の結果、差異がある場合、又は大量購入が発生した場合等不自然な購入状況の有無について、調査確認するよう指導している状況がみられた。

## 第7 社会保険との徴収事務一元化の実施状況

社会保険との徴収事務一元化に伴う算定基礎調査及び滞納処分については、平成17年度の実施状況を中心に監察した。

### 1 算定基礎調査の実施状況

算定基礎調査については、ほとんどの局において、計画した件数を実施している状況がみられた。

また、一部の局においては、次のような取組状況がみられた。

① 共同調査する事業場の選定を早期に行い、呼出調査に必要な資料を詳細に文書指示しているもの

② 必要に応じて呼出調査から実地調査に切り替えるもの

しかしながら、その実施に当たっては、次のような課題を抱えている状況がみられた。

① 社会保険事務局と事業場との日程調整・変更に苦慮しているもの

② 多くの事業場は対応者が一人であることから、調査項目や会計帳簿の質問確認にロスタイムが多く、調査に時間がかかるもの

③ 企業規模が大きくなるほど調査に要する時間の違いが大きく、効率的でないもの

したがって、社会保険・労働保険徴収事務センターで行う算定基礎調査の実施に当たっては、社会保険事務局との事前打合せ等連携を十分に図り、より一層効率的・効果的に実施する必要がある。

### 2 滞納整理の実施状況

滞納整理については、ほとんどの局において、計画した件数を実施している状況がみられた。

なお、一部の局においては、次のような取組状況がみられた。

① 社会保険事務所から講師を招いて業務研修を行ったもの

② 社会保険事務所との連携により差押え、交付要求を実施したもの

したがって、社会保険・労働保険徴収事務センターで行う滞納整理の実施に当たっては、より一層効率的・効果的に実施されるよう、社会保険事務局との事前打合せ等連携を十分に図る必要がある。



## 第 8 労働保険事務組合に対する監督・指導状況

事務組合に対する監督・指導については、監督・指導状況及び事務処理の改善指示状況を中心に監察した。

### 1 事務組合に対する監督・指導の実施状況

事務組合に対する監督・指導については、ほとんどの局において、2年に1回監督・指導できるよう計画を策定しており、労働保険料の滞納額が増加又は恒常的に生じている事務組合についても監督・指導計画に組み入れて実施している状況がみられた。

監督・指導の内容としては、①認可基準及び事務処理規約等に適合しているか、②法定三帳簿が整備されているか、③労働保険料が適正に納付されているかを重点項目として実施している状況がみられた。

委託事業場の指導については、ほとんどの局において、監督・指導計画に基づき実施している状況がみられた。

また、ほとんどの局における事務組合について、事務組合の母体団体の本来業務との兼務による事務処理能力の低下等の状況、また、一部の局の事務組合においては、①人事異動等による業務の不慣れ、②事務組合担当者の高齢化等の状況がみられることが把握されていた。

このような状況にあることから、各局とも、事務担当者の研修会及び各種会議等において、事務処理の適正化等の指導に努めている状況がみられた。

なお、ほぼ半数の局においては、監督・指導をより効果的に実施するため、次のような取組を行っている状況がみられた。

- ① 必要に応じて関係部署の職員が雇用保険監察官に同行し、監督・指導を行っているもの
- ② 事務組合の監督・指導結果等を把握し、関係部署との情報交換、情報の共有を図ることにより、的確な監督・指導の推進を図っているもの

しかしながら、一部の局においては、監督・指導について、計画対象が所掌「3」のみとなっている不適切な状況がみられた。

したがって、事務組合に対する監督・指導については、担当部署と連携を図り、所掌を区別することなく全ての事務組合を対象とした監督・指導計画を策定し、効果的かつ適切に実施する必要がある。

## 2 事務組合に対する改善指示・指導事項

事務組合に対する改善指示については、ほとんどの局において、軽微なものを除き文書で改善指示を行っている状況がみられた。

また、改善状況の確認については、文書により改善指示を行った事務組合に対しては文書による報告を求め、口頭により改善指示を行った事務組合に対しては、次回の監督・指導時等に確認している状況がみられた。

なお、ほとんどの局においては、改善指示を行った事務組合に対して、翌年度に再度監督・指導を実施するなどにより、改善状況を確認している状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 監督・指導の計画を局長まで決裁していないもの
- ② 改善指示事項について、文書で行っていないもの
- ③ 監督・指導の結果について局長まで復命していないもの

したがって、監督・指導計画は、関係部課室と協議の上、局長までの決裁を受けて実施し、実施結果は、速やかに局長まで口頭復命、文書決裁するとともに、改善指示は、軽微なものを除き文書で行い、回答期限を設けて確実に是正報告させるなど事務処理を徹底する必要がある。

## 3 平成18年度事務組合に対する監督・指導方針

事務組合に対する監督・指導の基本方針については、ほとんどの局において、2年に1回監督・指導できるよう配慮されており、平成17年度と同様に事務組合の適正な運営等を重点に計画的に実施することとしている状況がみられた。また、不正事故の未然防止のため、高額滞納事務組合及び急激に収納率の低下している事務組合の監督・指導を重点に加えている状況がみられた。

なお、事務組合に対して、委託事業の拡大等の指導を行うとともに、全国労保連支部主催の研修会等に担当職員を派遣し、事務組合職員の事務処理能力の向上を図るなど、事務組合の育成・指導に取り組んでいる状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような不適切な状況がみられた。

- ① 監督・指導について、計画対象が所掌「3」のみとなっているもの
- ② 監督・指導の結果、翌年も実施すべき事務組合を計画に組み入れていないもの

したがって、事務組合に対する監督・指導については、担当部署と連携を図り、所掌を区別することなく全ての事務組合を対象とした監督・指導計画を策定し、効果的かつ適切に実施する必要がある。

## 第9 会計事故防止対策の策定及び実施状況

### 1 平成17年度の会計事故防止対策の策定、実施状況

会計事故防止対策については、昭和63年8月31日付け労働省発労徴第63号・基発第561号・職発第486号「労働保険に係る不正受給防止対策等の充実、強化について」及び平成15年8月28日付け基徴発第0828001号「収納事務等に関する牽制体制について」等に基づき、会計事故防止のための対策要領を策定し、あるいは業務実施要領へチェックポイントを記載するなどにより、ほとんどの局において、内部牽制体制及び業務チェック体制の確立に努めている状況がみられた。

また、署への指導に当たっては、署長会議、労災主務課長会議、適用徴収関係職員研修のほか、地方労災補償監察官及び徴収課(室)職員が署に赴いて事務指導を行うことにより、会計事故防止の徹底に努めている状況がみられた。

しかしながら、一部の局においては、次のような適正を欠く状況がみられた。

- ① 会計事故防止のための対策要領が作成されていないもの
- ② 対策要領の確認項目が十分でないもの
- ③ 対策要領があるものの実際の牽制体制が十分でないもの

したがって、通達等に基づき対策要領を作成、又は見直しするなどして、チェック体制、牽制体制をより一層充実させ、会計事故防止の徹底を図る必要がある。

### 2 平成17年度の返還金の事務処理体制

返還金の事務処理体制については、各局とも、精算返還金に係る決定事務は徴収課(室)が行い、支払に係る事務は総務課(会計課)で行うという事務分担の範囲を明確に定め、徴収課(室)と総務課(会計課)間の相互牽制体制が確立されている状況がみられた。

また、一部の局においては、還付請求書と還付決定決議書の確認は必ず複数人又は別系統で行っていたり、点検者及び点検責任者を定め、それぞれの担当者が定められた点検項目に基づき点検を行うなどにより徴収課(室)内で相互に牽制を行っている状況がみられた。

## 第10 地方職員研修計画の策定及び実施状況

### 1 平成17年度適用徴収関係地方職員研修の実施状況

職員研修については、各局とも、年間計画を策定して実施しており、その研修等の実施状況は、25局で延べ101回、研修対象別には、新人職員研修28回、専門研修17回、管理者研修19回、その他37回となっている。

その内容は、職員の基礎的知識の付与及び事務処理能力の向上を図るものとして、適用徴収業務の概要、年度更新業務及び労働保険料の算定基礎調査・滞納整理についての職員研修等が実施されており、署長、次長及び署課長に対しては収入官吏の会計事故防止等を図る内容となっている状況がみられた。

研修対象者については、年度更新や適用促進月間の時期にあわせ、年度更新事務や適用促進に関する適用徴収業務の研修を署・所の職員も含めて実施しているもの、会計事故防止を図るため、新任署・所長（次長を含む。）のみだけでなく、管内の全署・所長を対象に研修を実施しているものなど、管理者についても能力向上を図っている状況がみられた。

研修の講師については、各局とも、補佐、監察官等の幹部職員のほか、専門官・係長等の実務者が担当している状況がみられた。また、一部の局においては、滞納整理に関する技術的知識を習得するため、国税担当官、法務担当官、税理士等の外部講師を活用し、法律的知識、各種会計帳簿及び財務諸表の見方の研修を実施している状況がみられた。

研修の手法について、一部の局においては、次のような創意・工夫をしている状況がみられた。

- ① 研修資料に具体的事例を多用しているもの
- ② ロールプレイの手法を取り入れているもの
- ③ 研修ビデオを教材として取り入れているもの

しかしながら、一部の局において、研修計画の作成に当たり、十分な検討を行うことなく前年度と同じ内容を踏襲し、かつ、計画した研修の一部を特段の理由もなく実施していない状況がみられた。

したがって、職員研修計画については、局管理者を交えて検討を行い、的確な職員研修計画を策定の上、計画的に研修を実施する必要がある。

### 2 平成18年度適用徴収関係地方職員研修計画の策定状況

平成18年度の研修計画については、各局とも、職員の要望を取り入れて職員の

資質の向上及び専門的知識・技術の付与並びに会計事故防止を目的に策定している状況がみられた。

また、ほとんどの局においては、管内の行政課題を勘案し、見直しを行っている状況がみられた。さらに、計画の内容をみると、未手続事業一掃対策への取組のための研修や主任・分任収入官吏研修を計画している状況が多くみられた。

平成18年度 中央労働保険適用徴収業務監察実施労働局及び労働基準監督署

労働局名	労働基準監督署名
秋田	大館
山形	米沢
☆茨城	水戸 鹿嶋
群馬	
埼玉	さいたま 川口 川越
☆千葉	千葉 木更津
東京	渋谷 池袋 立川 三鷹
神奈川	横浜南 川崎北 相模原 横浜西
☆石川	穴水
福井	武生
長野	松本
☆静岡	磐田 島田
愛知	名古屋 北 岡崎
三重	津 伊勢
滋賀	
大阪	大阪西 淀川 東大阪
兵庫	神戸東 尼崎 西宮
和歌山	御坊 田辺
鳥取	米子
島根	
☆岡山	岡山
山口	下関 徳山 山口
香川	高松
愛媛	
高知	須崎
福岡	
佐賀	佐賀
熊本	八代
大分	大分
鹿児島	川内
25局	45署

(注) 1 ☆印の労働局については、監督署のみ実施した。

2 網掛けした労働局の監察は中央雇用保険監察官が、それ以外の労働局・監督署は中央労災補償監察官が実施した。